

消防法令違反対象物の公表制度の創設について(案)

1 制度創設の背景

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災、平成25年2月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災など、近年発生した多くの死傷者を伴う火災において、重大な消防法令違反があったことが指摘されております。

このような違反対象物に対して消防機関が命令を行った場合には、違反対象物等への命令内容の公示が義務付けられていますが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されないこととなります。

このようなことから、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を図ることを目的に新たな制度を創設する必要性が生じたものです。

2 制度の概要

(1) 公表の対象となる建物

飲食店及び百貨店等の不特定多数の人が利用する建物や、病院及び社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

(2) 公表の対象となる違反

建物に義務付けられた消防用設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。

(3) 公表の時期

消防機関が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過しても引き続き違反が認められる場合に公表します。

なお、当該違反の是正が確認されるまでは、公表を継続します。

(4) 公表の方法

熊谷市のホームページへ掲載して公表します。

(5) 公表の内容

建物の名称、建物の所在地、違反の内容及び違反の根拠法令です。

3 制度の開始予定時期

制度の創設に必要な条例、規則等の整備を行い、十分な周知期間を確保した上で実施するため、平成30年4月1日からを予定しています。